

第6次流山市障害者計画 及び 第6期流山市障害福祉計画、第2期流山市障害児福祉計画(素案)に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画、第2期流山市障害児福祉計画(素案)についての意見等の募集

2 目的

この要領は、第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画、第2期流山市障害児福祉計画を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広くその案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

第6次流山市障害者計画は、障害者基本法に策定が義務付けられており、市の障害者施策全般に関する基本計画として位置付け、令和3年度から令和8年度までの計画となっています。

第6次流山市障害者計画の基本理念は、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』としており、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

また、第6期流山市障害福祉計画は障害者総合支援法、第2期流山市障害児福祉計画は児童福祉法に基づく計画であり、従前の計画の実績と今後の課題を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害福祉サービス及び障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、各サービスの必要な供給量を見込むものです。

4 計画(案)

資料「第6次流山市障害者計画(素案)」「第6期流山市障害福祉計画(素案)・第2期流山市障害児福祉計画(素案)」及び「同計画 (素案)【概要版】」のとおり

5 計画(案)の公表方法

(1)閲覧場所

ア 障害者支援課(市役所第2庁舎1階)

イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)

ウ 各出張所、各公民館、各福祉会館(各地域ふれあいセンター、各児童館・児童センター、障害者福祉センター)、地域福祉センター(ケアセンター)、高齢者福祉センター森の倶楽部、児童発達支援センター、各子育て支援センター、幼児教育支援センター附属幼稚園、生涯学習センター(流山エルズ)、各図書館、保健センター

(2)市ホームページ

6 意見を提出できる者

(1)市内に住所を有する者

(2)市内に事務所又は事業所を有する者

(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)市内に存する学校に在学する者

7 意見の募集期間

令和2年11月19日(木)から12月18日(金)まで【必着】

8 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に住所・氏名・連絡先を明記し、下記の提出先に、郵送・ファクシミリ・電子メール・書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

9 その他

(1)意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

(2)電話・口頭などによる「8 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として取り扱いません。

10 問い合わせ・提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所健康福祉部障害者支援課

電話:04-7150-6081

FAX:04-7158-2727

電子メール:shougaisien@city.nagareyama.chiba.jp